

令和7年度市川市中高生の居場所づくり事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、中高生が安心してゆったりと過ごせる居心地の良い場所をつくとともに、自宅や学校などに居場所がないと感じている中高生に対しても気軽に集いやすく相談しやすい場を提供し、社会とのつながりの実感や自己肯定感の向上へ寄与することを目的とする。

2 業務の概要

- (1)委託名称 市川市中高生の居場所づくり事業業務委託
- (2)発注者 市川市
- (3)事業場所 市川市八幡 4-2-1 八幡親子つどいの広場(八幡市民交流館内)
- (4)業務内容 別紙「中高生の居場所づくり事業業務委託仕様書」のとおり
- (5)履行期間 令和 7 年 7 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(予定)

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選考するもの。

4 提案上限額

3, 880, 000円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。また、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5 スケジュール

- (1)公募開始 令和 7 年 5 月 8 日(木)
- (2)質問書の受付期間 令和 7 年 5 月 8 日(木)から令和 7 年 5 月 29 日(木)
- (3)質問書に対する回答 令和 7 年 5 月 9 日(金)から令和 7 年 5 月 30 日(金)
- (4)参加申込書受付締切 令和 7 年 5 月 30 日(金)
- (5)提案書等の提出期間 令和 7 年 6 月 2 日(月)から令和 7 年 6 月 10 日(火)
- (6)プレゼンテーション選考 令和 7 年 6 月 18 日(水)
- (7)審査結果通知 令和 7 年 6 月下旬
- (8)契約締結 令和 7 年 7 月 21 日(月)

※各実施日については、事務上の都合により変更となる場合があります。

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、申込書が受理された場合であっても、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は要件を満たすまで有資格者としては扱わないこととする。

(1)法人格を有している者であること。

(2)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次にいずれにも該当しないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の応募前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ 市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

(3)国税及び地方税並びにこれらに係る延滞金を滞納していない者であること。

(4)直近3会計年度に3年連続で損失を計上していない者であること。

7 質問の受付について

(1) 受付期間 令和 7 年 5 月 8 日(木)午後 1 時から令和 7 年 5 月 29 日(木)午後 5 時まで

(2) 質問方法 質問書(第 7 号様式)に必要事項を記入の上、委託者宛に電子メールで提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問について(事業者名)」とし、電子メール送信後は委託者(047-711-0677)に電話で受信確認をすること。

(3) 提出先 kosodate@city.ichikawa.lg.jp

(4) 回答方法 回答は全て市川市ホームページへの掲載により行うものとする。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名等)についての質問は受け付けない。

8 参加申し込み方法について

参加申込書(第 1 号様式)を令和 7 年 5 月 30 日(金)までにこども施策課の提出先アドレスへ提出すること。

【提出先 kosodate@city.ichikawa.lg.jp 】

9 提案書等について

(1) 提出書類

事前に電話連絡のうえ、下記書類を紙媒体で令和 7 年 6 月 10 日(火)までにこども施策課窓口へ直接持参すること。

番号	提出物	提出上の注意
1	誓約書(第 2 号様式)	
2	企画提案書(第 3 号様式)	
3	業務実績書(第 4 号様式)	
4	予定従事者一覧(第 5 号様式)	
5	本事業実施に係る見積書 (任意様式)	
6	見積内訳(第 6 号様式)	
7	事業開始年度における計画 (任意様式)	法人運営方針、活動方針(事業計画等)年間スケジュール
8	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する発行後 3 か月以内のもの
9	印鑑証明書(原本)	発行後 3 か月以内のもの
10	法人の直近 3 年の財務諸表	貸借対照表、損益計算書等
11	納税証明書(国税)	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)」発行後 3 か月以内のもの、写し可
12	納税証明書(県税)	千葉県税の完納証明書(納税証明書その2) ※千葉県内に事業所を有する場合に提出発行後 3 か月以内のもの、写し可
13	納税証明書 (法人市町村民税、固定資産税)	法人市民税(事業年度過去 2 年分) 固定資産税(償却資産税を含む過去 2 年度分) ※市内に事業所を有する場合に提出 発行 3 か月以内のもの、写し可

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 6 部

(3) 様式について

①用紙サイズはA4縦長に統一し、一部ずつ紙ファイルに左綴じし、インデックスに書類番号を記載(目次の番号と合わせること)のうえ、該当する書類に貼付すること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。

②片面印刷とすること。

(4)提出場所

予め、電話連絡によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

【所在地】市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 3 階

市川市こども部 こども施策課 TEL:047-711-0677(直通)

(5)留意事項

- ①提案書は、アピールポイントを明確にしたうえで、具体的に記述すること。また、図表の利用等により、読み手に理解しやすい内容とするよう努めること。
- ②造語・略語は、専門用語・一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、必要に応じて用語集を作成するなどして、別途説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ③企画提案書提出期限前であれば、再提出(差し替え含む。)は可能とする。
- ④本要領及び仕様書において記載された事項以外の内容を含む提案書、又は示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

10 プレゼンテーションについて

(1) 日時

令和 7 年 6 月 18 日(水)に実施

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 場所

市川市役所内(変更となる場合有り)

(3) 時間

準備 5 分以内、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこと。なお、提案内容説明、質疑への回答についても責任を持って行うこと。
- ・日時や場所などの詳細は、参加申し込みの受け付け終了後、速やかに通知するものとする。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。
- ・会場設営(スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む)については、委託者が行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。プロジェクターは HDMI でパソコンとつなぐものであるため注意すること。なお、パソコン、プロジェクター等の使用は必須としない。

11 優先交渉者の選定について

「市川市中高生の居場所づくり事業業務委託事業者選考評価委員会議(以下「評価委員会

議」という。)」において、応募書類、プレゼンテーションおよびヒアリング等の内容により、「市川市中高生の居場所づくり事業業務委託選定評価基準（以下「評価基準」という。）」に基づいて審査・採点する。

評価項目ごとに各評価委員の評価点の平均を算出し、その合計（以下「合計点数」という。）が最も高い者を優先交渉権者として選考する。

但し、評価の結果、合計点数が36点に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

優先交渉事業者は、企画提案書の内容に基づき、本市と委託事業の詳細な内容について協議を実施し合意に至った場合は、市川市財務規則、その他の法令規則等に従い、契約を締結する。なお、何らかの事由により契約の締結に至らなかった場合、市は審査結果が次順位の者と協議し、契約交渉を行うこととする。

12 審査結果の通知方法

令和 7 年 6 月下旬までにすべての応募者に対して文書で審査結果を通知する。

13 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、市川市財務規則第 117 条第 3 項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

14 プロポーザルへの参加費用

企画提案書の作成等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とし、何らかの事由により損害等が発生した場合の問題について、市川市は一切の責任を負わないものとする。

15 失格事項

下記項目に該当する場合は、評価委員会議に諮ることなく失格とする。

- (1)この要領に定める手続以外の方法により本市職員及び市関係者等にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2)提出された見積額が、提案上限額を超過している場合
- (3)提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4)提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合（委託者が軽微と認める場合を除く）
- (5)提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (6)本要領「 6 参加資格要件」を満たしていないと委託者が判断した場合

16 その他

- (1)提出された全ての書類は原則返却しない。
- (2)本プロポーザルにて知り得た情報については、目的外の使用を固く禁止する。
- (3)参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに委託者へ連絡すること。
- (4)事業計画の中止等により発生した損害等について、市川市は一切責任を負わないものとする。
- (5)本事業の実施にあたっては、「市川市中高生の居場所づくり事業業務委託仕様書」を遵守するものとする。

17 担当課(問い合わせ)

市川市 こども部こども施策課 事業グループ

TEL:047-711-0677 FAX:047-711-3074

メール:kosodate@city.ichikawa.lg.jp